

()
火災予防上必要な業務に関する計画

(目的)

第1条 この計画は、旭川市火災予防条例第58条の3第1項の規定に基づき、指定催しに係る防火管理について必要な事項を定め、火災等を予防し、火災から人命を保護するとともに災害に因る被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) _____ (以下「主催者」という。)
- (2) _____ (以下「指定催し」という。)の運営に関する全ての者 (以下「運営者」という。)
- (3) 主催者が出店を認めた露店、屋台その他これらに類する店 (以下「露店等」という。)の関係者
- (4) その他指定催しを開催する全ての場所

(主催者の責務)

第3条 主催者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 主催者は、指定催しの防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 主催者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる者のうちから、防火担当者を選任しなければならない。
- (3) 主催者は、防火担当者に、火災予防上必要な業務に関する計画 (以下「予防業務計画」という。)を作成させ、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならない。
- (4) 主催者は、防火担当者に予防業務計画を作成 (変更) させる場合は、必要な指示を与えなければならない。

(防火担当者の業務)

第4条 防火担当者には、_____が当たり、次の業務を行う。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

(露店等の関係者の責務)

第5条 露店等の関係者は、予防業務計画の内容を十分に理解し、かつ、露店等の防火安全対策に責任を持って、次の業務を行う。

- (1) 対象火気器具等の使用方法に関すること。
- (2) 危険物品の取扱いに関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用する場合における消火器の準備に関すること。
- (4) 消火器の不備又は欠陥がある場合の是正に関すること。
- (5) 消火器の使用方法に関すること。
- (6) 露店等の周囲の整理整頓及び放火対策に関すること。

(対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握)

第6条 防火担当者は、指定催しの開催期間中において、対象火気器具等の使用状況等について、露店等ごとに、**別紙**のとおり現場で確認しなければならない。

(火災等における自衛消防体制)

第7条 火災等の災害発生時において被害を最小限に止めるため、次のとおり自衛消防隊を設置する。

- (1) 自衛消防隊の編成について**別表1**のとおり定める。
- (2) それぞれの業務を明確にするために任務分担表を**別表2**のとおり定める。

(火災発生時の連絡体制)

第8条 防火担当者は、火災等が発生した時の連絡体制一覧を作成し、運営者及び露店等の関係者に周知するものとする。

(避難経路図)

第9条 防火担当者は、来場者の安全を確保するために、指定催しの外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、運営者及び露店等の関係者に周知させるものとする。

(対象火気器具等を使用する露店等に関する情報)

第10条 対象火気器具等を使用する露店等に関する情報は、次のとおりである。

| | |
|----------|---|
| 開設店数 | 出店する露店等（露店等の合計数） _____店 *対象火気器具等を使用する露店等 _____店 |
| 消火器の設置本数 | 本 |
| 使用燃料 | <input type="checkbox"/> 液体 <input type="checkbox"/> 固体 <input type="checkbox"/> 気体 <input type="checkbox"/> その他（電気等） |

別表 1

| 自衛消防隊の編成 | |
|--|--|
| 自衛消防隊長（主催者） _____ | |
| 自衛消防副隊長（防火担当者） _____ | |
| -----通報連絡（情報）班 担当 _____ -----消 火 班 担当 _____ -----避難誘導班 担当 _____ -----応急救護班 担当 _____ | |

別表 2

| 班 | 災害発生時の任務 |
|-----------|--|
| 通報連絡（情報）班 | 1 火災等の発生場所及び状況を把握し，消防（119番）に通報 2 連絡体制一覧に基づいて，各関係機関及び運営者へ連絡 3 災害状況の情報収集 4 負傷者等の情報収集 5 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供 |
| 消 火 班 | 1 消火器による初期消火作業 2 露店等の関係者が行う消火作業への指揮 3 消防隊との連携 |
| 避難誘導班 | 1 必要資機材を携行し，出火場所へ直行 2 出火場所付近にいる避難者の優先的な避難誘導 3 負傷者及び救助の必要がある者の確認を行い，自衛消防隊長に報告 4 必要に応じて，ロープ等を使用して警戒区域を設定 |
| 応急救護班 | 1 負傷者等への応急救護作業 2 救急隊との連携及び情報提供 |